

開会の日 令和2年6月19日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6人）

委員長	井 端 浩 二
副委員長	徳 島 純 次
委員	野 村 勝 憲
委員	澤 史 朗
委員	谷 口 敬 信
委員	水 上 雅 廣

◆欠席委員（なし）

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
企画部長	岡 部 浩 司
地域振興課長	田 中 義 也
商工観光部長	清 水 貢 之
観光課長	洞 口 廣 之
観光課観光資源開発係長	山 下 讓 太

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第80号

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第83号

指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長 (井端浩二)

ただいまから、第6回産業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

委員外委員より傍聴の願いがでておりますので、これを許可いたします。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

以上、ご協力をお願いいたします。

◆1.付託案件審査

◆議案第80号 飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

●委員長 (井端浩二)

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第80号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (井端浩二)

清水商工観光部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□商工観光部長 (清水貢)

議案第80号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたします。最終ページの改正要旨をお願いします。ひだ流葉スキー場を公の施設として位置付けるため、この観光施設条例に追加し明記するとともに同等の施設であります飛騨かわいスキー場の表記部分を見直し整理するものでございます。

具体的には2ページ戻っていただきまして、新旧対照表、横長になっておりますが、お願いいたします。

新旧対象表の1ページでございます。従来の飛騨かわいスキー場の表記でございますが、左側を見ていただきますと、位置の欄にリフトごとの字名と番地、規模、単線循環式延長501.28メートルなど、ひとつひとつの位置と規模が明記されておりましたが、高山市、富山市、旭川市など他市のスキー場に関する条例を調べたところ、このよ

うに明記されたものはないため不要であると判断いたしまして、この部分を削除いたします。右の欄を見ていただきますと、使用料の欄のリフト使用料の摘要の中で、現存の使用料を徴収する4機のリフト名称を表記することといたします。

次ページ、左側でございます。管理棟スキーセンター、管理棟ガイドセンター。3ページでは、管理棟（パトロールセンター）、休憩棟（センターロッジ）。4ページでは、駐車場、圧雪車等格納庫の表記がありましたが、使用料を徴収しない施設の表記につきましても不要であると判断し、これを削除・整理いたしました。

あわせて、本条例の改正の本質となりますひだ流葉スキー場について追加をいたします。右側の欄をお願いいたします。

名称、位置、休館日等、開館時間等、リフト使用料の使用の種類、金額、摘要の欄につきましても、6機のリフト名称を表記することといたします。

本改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（水上雅廣）

いくつかお願いしたいんですけども、まずこの条例を制定するということについては、今の指定管理直営化という行政財産にしてそういう管理をしていきたいということの趣旨だというふうに理解をしています。その中で先般の一般質問でも、上ヶ吹議員から将来の運営経費についての質問がありました。その中で答弁としては、もう少し具体的な損益計算をした上で、運営のあり方を含めて検討していきたいという答弁であったと思うんですけども、ただやはりそうやって流れていく中で、あえて今議会を逃しますと、9月までありませんし、そうするとその間に指定管理の手続きというのは進んでいくということになりますから、ぜひこの委員会の中で、もう少し具体的に示していただければ示していただきたい。具体的にいえば、指定管理料がどの程度のものになっていくのかといったようなことを少し具体的に示していただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

今ほどの議員からのご質問でございますけれども、ただいま指定管理の公募に向けて予算額の把握等に向けた積算を行っているところでございます。内部といたしまして、これぐらいの規模になるということの調整ができておりませんので、現時点においてちょっと明言することは困難でありますので、よろしくをお願いいたします。

○委員（水上雅廣）

どこかの段階でそうしたことを議会のほうへ報告をいただくというようなことは考え

ておいででしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

今ほどの予算額の積算につきましては、現在のところ内部組織であります指定管理者制度運営委員会を6月30日に開催をいたしまして、公募要領及びおおむねの予算規模等を内部の中で図るという予定にしております。そういった中で、これまでも指定管理予算案の計上前にこれくらいの規模になるといったことを議会に明示をする機会を持たせていただいたことはないかと思うんですけれども、たしかにこういったことで初めて公の施設として位置づける大規模な施設でございますので、9月議会の全員協議会の折に置いては、そういった資料の提供はできるかとは思いますが、現時点においてはそこらへんのことについても確定した内部としての判断はいたしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

○委員（澤史朗）

今の条例改正で、飛騨かわいスキー場を一括してひとつの表示にしたというふうですけれども、この観光施設条例の中にほかに飛騨市河合森林総合利用施設みたいなものがあるんですけれども、これというのはまだ同じ箇所にあるのにそれぞれ個別の表示になっているのですが、このへんはこのまま残されるのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

この観光施設条例につきましては、合併の折に合併前の旧町村では全ての施設を単独条例ということで条例化をいたしておりました。それを合併協議の際に1つの観光施設条例に合わせるという方針のもと、こういったかたちで、言い方は悪いのですが、それぞれの町村の施設を寄せ集めたようなかたちで入ってきたものでございます。例えば今、澤議員がおっしゃいました施設につきましても、例えばアスク山王という施設がございしますが、あれはコテージが6棟、上のほうに管理棟みたいなものとか薪小屋ですとか、そういったものもありますが、それらは一切記載されていない。そういったことで施設ごとにやはり整合性がない条例になっているなということは思っております。

ただ今般につきましては、こういったものを一斉に改正するというのではなくて、今回追加をしたかった主目的でありますひだ流葉スキー場を掲載するにあたり、部長からの答弁にありましたように類似の施設である飛騨かわいスキー場の欄について、整合性を保つために整理をさせていただきたいという提案でございますのでよろしくお願ひいたします。

○委員（澤史朗）

今回、ひだ流葉スキー場をこの条例の中に加えるということで、それに関連する飛騨かわいスキー場をとりあえず変えたということで、今後見直しをしていくというふうに捉えさせていただきたいと思います。ただし、この飛騨かわいスキー場、索道リフトは当然スキー場についたものでわかるんですけども、それ以外にいわゆる現在の条例ですと、建物が載っていますよね。それが今ひだ流葉スキー場の条例も、合わせていくということになると、リフトだけしかここには表記されていなくて、前にいただいた資料の中で索道施設及び山頂レストラン他ということが書いてありますけれども、そのひだ流葉スキー場としての施設というのはいわゆる建物ですよね。どれだけのものがあるのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

今、飛騨かわいスキー場の建物につきましても、現在整理をする中で、これを削るといふ改正案をあげさせていただいております。ひだ流葉スキー場の建物の数ということになりますと、かなりございますので、少し難しいんですけども、公の施設という概念のほかに、行政財産という概念がございます。こちらは長の専権事項で長が決定をすることができるものでございますが、その中に普通財産から今般置き換えました建物でございますけれども、全部で18の施設がございます。ただし、この管理の仕方といたしましては、例えばゲレンデの更衣室でありますとか山頂のヒュッテでありまして、ポンプ庫でありますとかレストランハウスこういったものが全て別々に資産として管理しておりますので、全体の総数というかたちでは今ほど申しました数でございますけれども、一体として利用しているものというかたちでみますとここまでの数はないということになります。

○委員（澤史朗）

ひだ流葉スキー場ゲレンデの中に建っているものというような解釈になろうかと思うんですけども、いわゆる下の温浴施設Mプラザとかあるいはあれはまた別の施設ですので、ゲレンデのところだけでも、当然国設のヒュッテとか当然ゲレンデの中に民間の建物もありますよね。非常にそのへんが我々からするとわかりにくい。どこが公の建物なのということですよ。これだけ簡略されるとリフトのことは当然わかりますけれども、建物にいたってはどこまでその管理をしていかなければいけないのか。そして、飛騨かわいスキー場の前のやつを見ると、スキースクールではないけれども、いろんなパトロールセンターですとかそういったものがございますよね。そのへんのところをこれだけ簡略化して、最初の説明で利用料金の発生しないもの、これは不要だということになっているんですが、当然指定管理にいたるにあたっては、細部にわたって、その施設が全部出てくるのであろうけれども、もうちょっと今の18カ所と説明を受けました

けれども、例えば大きなものだけでも教えていただけるとありがたいです。

□観光課長（洞口廣之）

失礼いたしました。大きな建物で申しますと、山頂のカミーンという名称がついておりますが、山頂のレストラン及び圧雪車の格納庫、というものが第一ゲレンデの1番北側にごございます。それからその向かいには人工降雪機の機械室の建屋もごございます。実はひだ流葉スキー場の中には、現在普通財産のままにしたいと思っておりますが、過去にレオといいましたけれども、町営ヒュッテみたいなかたちでそういった建物もごございます。

ただこれは今搬器庫のようなかたちで公の用に供しておりませんので、これらは管理に含めるとは考えておりませんが、今ほど言いましたような現在稼働しているリフトの格納庫ですとか搬器の格納庫、こういったものは指定管理の仕様書の中で全て明示をしたいと考えております。それからご質問のありましたパトロール、スキー学校の建物でございしますが、ひだ流葉スキー場にも当然ごございます。ただ、この建物は河合の場合は、スキースクールも直営ということでやっておりますが、ひだ流葉スキー場の場合はS A Jの後任の流葉スキースクールというのが別組織でございします。こちらのほうにスキーの索道事業を行うにあたって必要なパトロール業務は委託をするというかたちでしておりますし、建物は緑風観光さんの所有の建物を流葉スキースクールが借り入れて、その建物を使ってパトロールとスキー学校を運営してみえますので、こういったものは公の施設ではございませんので、今回の指定管理等においても含める予定はございません。

●委員長（井端浩二）

ほかにありませんか。

○委員（野村勝憲）

リフト使用料についてなんですけれども、これ今それぞれ出ていますけれども、この使用料というのはいつごろ設定された額なんですかね。

□観光課長（洞口廣之）

こちらにつきましては、平成15年から緑風観光さんがスキー場を運営するにあたりつくられた使用料でございしますが、緑風観光さん一昨年とそのさらに2年前も改正をかけておみえです。今般の消費税増税に絡む増額分についても、一昨年の段階で前がてに調整をしたということを伺っております。今般、私どもであげるこの利用料につきましては、現在緑風観光さんが対外的に公表してみえるこの金額をそのまま活用させていただくことといたしました。理由といたしましては、指定管理を前提としておりましたから利用料金としては上限額を高めにとってですね、その中で弾力的に運営していただくことがやはり効率的なんだろうなと思っておりますけれども、ご存じのとおりリフト等についても大規模な改修ですとかそういった資産価値を高めるような流葉のスキー場自体の魅力を高めるような改修も長らく行われていないという現状から現在広く浸透している利用料金を上げて、条例化することは適当ではないという判断から現状の料金設定をさせ

ていただくものでございます。お願いいたします。

○委員（野村勝憲）

要するに官設民営スタートさせたときからの料金ということで、後消費税が上がったということなんですけれども、逆に河合の飛騨かわいスキー場の使用料、これはいつからなんですかね。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

いつからということになりますと、これは合併時からですけれども、今般、昨年度消費税増税の改正に伴う一括して使用料等改正をさせていただいた中に含まれているかと思えます。

●委員長（井端浩二）

ほかにありませんか。

○委員（澤史朗）

先ほどの答弁の中で、スキー学校の建物というのは緑風さんが建てられて、今までもスキー学校の運営は当然緑風さんからSAJですか、スキースクールのほうへ委託されていたということなんですけれども、緑風さんは一応契約解除ということで撤退をされるという話を聞いているんですけれども、このスキースクールの運営というのは、今の指定管理の中に入ってくるのでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

入ってまいります。これはスキー場運営にはパトロールが必須でございますので、委託をする必要がございますので、指定管理者の中から一部業務委託というかたちで流葉スキースクールのほうに委託をされるというかたちでそのような運用を考えております。

○委員（澤史朗）

その委託先というのは緑風観光さんなのでしょうか。

□観光課長（洞口廣之）

緑風観光ではございません。流葉スキースクールという別個の団体でございます。緑風観光さんが直営で、今までも緑風観光さんがやっていたわけではないんですね。流葉スキースクールが緑風観光の建物を使用していることでスキースクールから今度は建物の使用料を緑風観光さんに支払ってみえたというかたちでございますので、このかたちは踏襲することになるかと思えます。

●委員長（井端浩二）

ほかにありませんか。

○委員（水上雅廣）

もう1点答えにくいかも知れませんが、もう一度上ヶ吹さんの引用しますけれども、地域に密着した会社を選んだというお話でしたからぜひそうであっていただき

たいというか皆さんがもう心配されていることは間違いない。私たちも心配で。その地元の方々ももちろんもっと心配ですが、会社だけにそういうことではなくて地域地元の方々が本当にどういうことで協力をしていきたいというお気持ちがあるのか、あると思っているんですけども、具体的にどんなお話がなされているのか。もししてあるのならばですよ。お答えをいただけるとありがたいと思います。

□観光課長（洞口廣之）

これまで地元の流葉観光開発協同組合の皆様と総会にも一度出向いてまいりましたし、それ以前にも役員の方々と3回ほど会合を持たせていただきました。現在運営をされてみえました緑風観光の現地の担当者にお聞きすると、緑風が運営する前はですね、その組合の方々がスキー場の草刈りですとかそういったことに協力をしてくださっていたようなんです。このへんの関係性が徐々に薄れてくる中で、そういったことも全て緑風観光が単体でやっていたということを知っております。これは飛騨かわいスキー場も同じでございますけれども、飛騨かわいスキー場に関しましても、地域の方々皆さんでゴミ拾いですとか草刈り等を手弁当で協力をいただいております。そういったことを踏まえまして、今般雇用を守る地元の宿泊施設の経営を守っていくという大きな方針のもと、この方針を立てさせていただく中で、やはり地元皆さんがそういったご協力をいただいて、地元の皆さんの力を持ってひだ流葉スキー場を向上させていくということが大事な視点かなということをおもっております。この旨につきましては、先ほど申しました会合の折、私からも今後はそういったかたちでいいかたちをとっていただく中で、そういったことにもぜひご協力いただきたいといったこととお話をしているところでございます。この点については、指定管理者が選定されました議決を賜りまして、指定管理者が指定されました後につきましても、また指定管理者と私ども市の職員も一緒になって協同組合さん等々協力をする関係を築いていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

異議なしと認めます。

よって議案第80号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第83号 指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）

●委員長（井端浩二）

次に、議案第83号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第83号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）市は次のとおり指定管理者を指定する。1、施設の名称は、ただいま申し上げた表題の3施設でございます。2、指定管理者となる団体の名称は、株式会社飛騨ゆいでございます。3、指定期間は、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの3月間でございます。補足をいたします。これにつきましては、今ほど来、お話がでております6月30日をもって現指定管理者の緑風観光の指定を取り消しますので、翌日の7月1日から9月30日の3月間を株式会社飛騨ゆいに指定管理を非公募特認をお願いをするものでございます。

非公募の判断基準の中に、施設の設置目的、提供するサービス事業の専門性・特質性と政策的な配慮等の観点から、当面は特定の団体に行わせることが効果的な場合という判断基準がございます。株式会社飛騨ゆいにつきましては、同様の温浴施設、コテージ等の管理をすでに長年行っていただいておりますので、今回株式会社飛騨ゆいさんをお願いをしたいということでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

ちょっとお尋ねしますけれども、たしか4月22日に全協でお聞きしたときはこれは俗にいうMプラザ他なんですけれども、これは令和3年3月31日までということだったと思うんですね。それで1カ月ぐらい経ってですね、変更して6月30日をもってということなんですけれども、最大の原因というのはコロナ不況ですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

今期の指定管理を6月30日で取り消したことの主目的ということでよろしいでしょ

うか。

これは先般の全協でお話をした以降もですね、協議を続けてまいりました。これはすでに締結をしております基本協定に基づきまして、初めて撤退を申し入れられた1年後、12カ月後である3月までのということで求めておったわけでございますけれども、協議を重ねる中で、その点について合意ができなかったということが主目的でございます。緑風観光さんといましては3月末をもって、指定期間を終わっているという主張を現在も変えられておりませんが、私どもといましては、現状もう4月以降も実際に現場はコロナになりましたから4月の半ばから6月まではMプラザ閉館をしておりますけれども、それまでの間も運営をされており、本日現在も運営をされてみえます。したがって実態として、ことしの1月21日に締結した基本協定は生きているということで整理をさせていただいた上で、これまでの不可抗力による取り消しではなくて、協議が整わないということの中で、指定管理をこれ以上継続させることは適当ではないという理由に基づいた取り消しを行ったものでございますので、そういったことでありますので、主原因がコロナ不況によって緑風さんがどうしても辞めたいということではなく、これまでの協議の中でこういうかたちになったということでございますので、お願いいたします。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、従業員の方のことですけれども、当然緑風観光さんと株式会社飛騨ゆいさんというのは賃金ベースが違うと思うんですね。現在は緑風観光さんの料金設定だと思いますけれども、この新しく7月から9月までの間で株式会社飛騨ゆいさんになるわけですね。株式会社飛騨ゆいさんの賃金で適用されるという考えでよろしいですか。

□観光課長（洞口廣之）

先般の全協でも申し上げましたが、現状の従業員の皆様については現給でありますとか、現状の給与でありますとか勤務体系、これについては保証しますということで申し上げたかと思えます。そういった観点からこれは株式会社飛騨ゆいさんは3カ月の短期間の限定的な指定をお願いするというかたちの中で協議をさせてもらう中で、現状の給与額、また勤務体系、そのまま引き継ぐというようなかたちの中で、今雇用契約を各従業員の皆さんと締結をされるように進めてみえと。当然議決を賜ってからになりますけれども、現在そういうかたちで現状の緑風観光から支払われておった賃金体系それからそのシフト表はそのまま継続させるということで進めているところでございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと10月以降、全国公募されるということで、そうなった場合、新しい会社が設立されるのかどうかこれからだと思いますけれども、そうなった場合、問題は地元の従業員の方々、現状勤められてらっしゃる、そういう人たちの雇用というのは現状を優先するという前提で全国公募の条件の中に入れられるんですかね。

□観光課長（洞口廣之）

募集要領及び仕様書にそういったことを書くということも、今はまだ検討中でございますけれども、基本的には、管理者・運営者が変わっても現場は何一つ変わらない、これまでどおりのサービスを市民に対して提供できるのが1番の主目的かと思っております。これは指定管理者さんが先ほど来説明しておりますような地元で動きがある方になるのか、また他県から全国公募ということでもありますから、こういった方が応募されてくるということは今のところはっきりはいたしませんけれども、現場をわかってみえて施設を1番効率的に運営できるのは、現在の従業員の皆さんであろうということをおもっております。これを募集要項に入れるかどうかということは少し検討が必要かと思いますが、実際の運営を考えてみますとこのまま流れていくのが1番サービスの低下を招かないのではないかなというふうに思っております。

○委員（野村勝憲）

ぜひですね、生活がかかっている方が多いと思いますわ。今なかなか他に転職するということもなかなか難しい飛騨市の環境にありますので、そのへんは応募要項の中でしっかりとうたうなり何なりして、地元雇用を守るんだということをしかり押さえた上でお願いしたいと思います。

●委員長（井端浩二）

ほかにありませんか。

○委員（澤史朗）

この7月から3カ月間、株式会社飛騨ゆいさんに指定管理をお願いするということですが、この指定管理料についてなんですけれども、4月の時点で緑風さんとは年度協定を結ばれていると思います。年度協定の金額といわゆる第2期目の金額ですよ。そのへんを教えてくださいませんか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

実は緑風観光さんとは本年度の年度協定は未だに締結をできておりません。これは全協でも申し上げましたが、締結はしておりません。その中で今回は3カ月ということで、第1期・第2期ということで合わせて緑風さんの金額ということではなくて、前3カ年度の平均値をもって、この3カ月間の必要額というものを積算をしまして、その金額を提示した上で、募集要領の中にこれだけの応募のときにですね、これだけの指定管理料でということでの応募があったものでございます。

必ずしも緑風さんと年度協定を結んでおりませんが、その額とリンクするものではないのでお願いいたします。

○委員（水上雅廣）

確認だけさせていただきます。株式会社飛騨ゆいの指定管理というのは間違いなく3カ月

だけで切るといふ、それ以降はないという認識でよろしいですか。

□観光課長（洞口廣之）

今般提出いたしました指定議案にも3カ月ということで明示をさせていただいておりますから、これを超えた指定管理というのは、またさらにですね、株式会社飛騨ゆいさんをお願いをするというようなかたちになれば新たな指定管理料が指定の議決を賜る必要がございます。従いまして、現在お願いしている3カ月が限度ということは間違いがないところでございますし、今後の見込みはどうかということでございますけれども、これにつきましても、一応公募をかけたときに全く応募がない状況は回避できる見込みであるということをお願いさせていただきました。これにつきましては、そこに見込んでおるのは、株式会社飛騨ゆいさんではございませんので、そういうことでご理解いただければと思います。

●委員長（井端浩二）

ほかございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって議案第83号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議決しました案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

異議なしと認めます。

よって委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上をもちまして、第6回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後1時34分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端浩二